

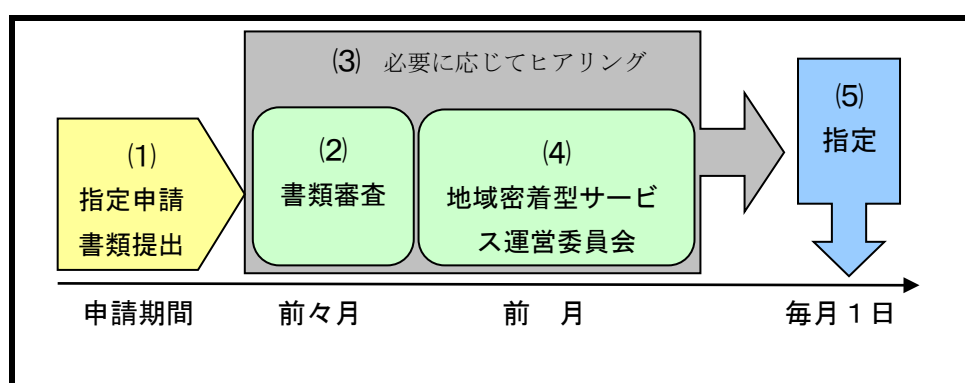
福岡県介護保険広域連合

介護予防支援事業 事業者指定の流れ等について

1 指定申請方法について

- ・HP掲載の受付期間に応じ広域連合本部指定係へ事前相談
- ・申請書類等の提出
- ・地域密着型サービス委員会へ諮問
- ・上記委員会で承認後、指定

(※指定通知書は郵送にて発送いたします。)



(1) 指定申請書類提出

① 提出書類等

- (ア) 指定申請時に提出いただく書類は、別紙「指定申請に係る添付書類一覧」のとおりです。漏れなく記入して提出してください。(当広域連合が既に居宅介護支援で指定している事業所については、省略できる書類が一部あります。)
- (イ) 別紙「指定申請に必要な書類一覧(点検表)」を使い、チェックしていただき、必要書類の漏れがないか確認のうえ、指定申請書に必ず添付してご提出ください。
- ※履歴事項全部証明書(登記簿)については、原本で提出願います。
- (ウ) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は、指定申請書を受理できません。
- (エ) 指定申請時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください。

② 提出先及び提出部数

福岡県介護保険広域連合指定指導課指定係に1部提出してください。

③ 提出方法

1. 電子メールによる提出(メールアドレス: shitei@fukuoka-kaigo.jp)
2. 広域連合“事業者用電子申請システム”による申請(既にログイン情報をお持ちの事業所)
3. 福岡県介護保険広域連合本部への郵送
4. 持参

- ④ 提出期限指定申請書類の提出期限は、ＨＰに掲載しております受付期間までとします。

※ 申請書類に記入漏れ、添付漏れがある場合は受付できません。必要書類に漏れがないか確認のうえ、提出してください。

(2) 書類審査

指定申請書類の書類審査を行います。

- ・ 広域連合本部へ原本１部提出

(3) ヒアリング

必要に応じてヒアリングを行います。原則として電話での対応とさせていただきますので、指定申請書の記入担当者名及び連絡先を必ず記入してください。場合によっては、来庁していただくことがあります。

(4) 手数料

申請の際には、下記手数料が必要です。

手数料の納付書については、書類の確認ができ次第、指定指導課指定係から別途ご案内いたします。

サービス種別	指定	更新
介護予防支援事業	30,000 円	20,000 円

(5) 指定

指定要件に合致すると認められた場合は、指定を行います。

2 指定を受けるための要件について（介護保険法第 115 条の 22 第 2 項）

- (1) 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第 115 条の 24 第 1 項に定める基準及び員数を満たしていること。
- (2) 事業所の設備が、第 115 条の 24 第 2 項に定める基準を満たしていること。
- (3) 介護保険法に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- (4) 法人、その役員等が欠格事項（法第 115 条の 29）に該当していないこと。

指定を受けるために必要な要件は、上記（１）～（４）のとおりですが、具体的に記述した下記基準等について、必ず、全文を熟読し理解したうえで申請してください。

3 相談及び問合せ先について

介護予防支援事業所の指定申請に関する相談、質問等については下記にお問合せください。

なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打合せをしたうえで来庁していただくようお願いいたします（予約者優先となります。）。

4 申請時の留意事項

- ・ 居宅介護支援事業所の指定を受けていること。（広域連合構成市町村内であれば、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所との同時申請も可能です。※広域連合外市町村の指定の場合、先に居宅介護支援事業所の指定を受けたうえで、介護予防支援事業所の指定申請を行ってください。）
- ・ 指定を受けるには、法人の履歴事項全部証明書（登記簿）及び法人の定款における「目的」欄に、「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があることが必要です。申請時に記載が無い場合はご相談ください。
- ・ 管理者は主任介護支援専門員であることが要件となります。
（経過措置規程（※1）の適用を受けている主任介護支援専門員でない介護支援専門員を管理者とする指定居宅介護支援事業所は、介護予防支援事業所の指定を受けることができません。）
（※1）経過措置規程：令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている指定居宅介護支援事業所の管理者が主任介護支援専門員でない場合、令和3年3月31日における当該管理者に限り、引き続き当該指定居宅介護支援事業所の管理者とすることができる。
- ・ 事業所ごとに必要な人数の介護支援専門員がいること。
- ・ 指定居宅介護支援事業所の指定介護予防支援事業所が要支援者のプランを作成できるのは、「介護予防支援」のみで、「介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）」は実施できません。そのため、介護予防サービスの予定がない月が生じた場合、当該月は地域包括支援センターが担当となり、その都度「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」の提出が必要となりますのでご注意ください。

○問合せ先

福岡市博多区千代4丁目1番27号福岡県自治会館3階
福岡県介護保険広域連合本部 指定指導課 指定係

TEL：092-981-9074

E-MAIL：shitei@fukuoka-kaigo.jp